

株式譲渡に関する基本合意書（案）

株式会社ラクスマリーナ（代表者：代表取締役 小林勉、本店所在地：茨城県土浦市川口二丁目〇〇。以下「対象会社」という。）の株主 土浦市（以下「甲」という。）及び対象会社の株式の譲受希望者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が対象会社の発行済株式の全部を甲より譲り受ける件（以下「本株式譲渡」という。）に関する基本的な事項について、以下のとおり合意した（以下「本合意」という。）。

第1条 （目的）

- 1 乙は、令和8年10月31日までを目途に、対象会社の発行済株式の全部を譲り受ける意向を有し、甲はそれを了承した。
- 2 甲は、乙に対し対象会社株式を譲渡するものとし、令和8年7月31日までに、改めて甲と乙の間で土浦市議会の議決を停止条件とした停止条件付株式譲渡契約（以下「株式譲渡契約」という。）を締結する。
- 3 甲及び乙は、株式譲渡実行日までのスケジュール は、以下のとおりとすることを確認する。

ただし、諸事項を勘案し、甲乙間の協議の上、変更することができる。

- ① 令和8年4月 日 甲乙・本基本合意締結
- ② 令和8年4月 日 甲乙・土浦港及び周辺地区交流拠点整備事業基本協定書締結
- ③ 令和8年7月 日まで 乙によるデュー・ディリジェンス
- ④ 令和8年7月31日（期限） 甲乙・事業用定期借地権設定仮契約締結
- ⑤ 令和8年7月31日（期限） 甲乙・株式譲渡契約締結
- ⑥ 事業用定期借地権設定仮契約締結及び株式譲渡契約締結につき、土浦市議会へ議案提出
- ⑦ ⑥での議決が得られた場合 契約で定める日 株式譲渡契約に基づく決済
同日 設定契約に基づく土地引渡し

第2条 （承継対象財産及び個人保証解除）

- 1 甲は、対象会社の全発行済株式が普通株式600株であり、同普通株式600株すべてを甲が保有することを保証する。
- 2 乙が株式譲渡契約により甲から承継する財産（以下「承継対象財産」という。）は、甲が保有する、前項記載の対象会社の普通株式600株とする。

第3条 （譲渡価額）

- 1 前条第2項に規定する承継対象財産の対価（以下「譲渡価額」という。）は、金40,651,000円を目途とし、次条の乙によるデュー・ディリジェンス及び甲乙間の

協議により、株式譲渡契約締結時の価格を合意により定め、土浦市議会の財産処分の議決により、最終譲渡金額を確定する。ただし、譲渡価格が金40,651,000円以上の場合で、土浦市議会の議決が不要となるときは、別途、株式譲渡契約において契約成立方法について定める。

- 2 前項の土浦市議会の議決が必要であり、かつ、同議決が得られない場合は、株式譲渡契約に従い、再度、甲乙間で協議を行うものとする。

第4条 (デュー・ディリジェンス)

乙は、本合意締結の日から2か月間を目処に、対象会社の貸借対照表その他の事前開示資料の正確性及び妥当性等を検証するため、対象会社に対する調査(デュー・ディリジェンス)を行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第5条 (独占的交渉権)

甲は、本合意の有効期間中は他のいかなる者との間でも、対象会社に係るM&A取引(対象会社株式の譲渡及び取得、対象会社の事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいう。)に関する交渉を行ってはならない。

第6条 (善良な管理者の注意義務)

甲は、本合意締結後、株式譲渡契約締結までの間は、善良な管理者の注意をもって、対象会社の業務の執行及び財産の管理運営を行い、乙の事前の同意を得ずして、対象会社において次の各号に掲げる行為、その他対象会社の経営内容に重大な影響を与える行為をしてはならない。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃借権の設定等
- ② 新たな借入れ実行その他の債務負担行為及び保証、担保設定行為
- ③ 非経常的な設備投資及び仕入行為
- ④ 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- ⑤ 非経常的な従業員の新規採用
- ⑥ 増資、減資
- ⑦ 前各号の他、日常業務に属さない事項

第7条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、(i)本株式譲渡の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本合意の締結の事実並びに本合意の存在及び内容、並びに(iii)本株式譲渡に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本合意の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報

- ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
- ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本合意の目的のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、株式譲渡契約が締結に至らず、第10条により本合意の効力が失効した場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。

第8条 (個人情報保護)

- 1 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和7年土浦市条例第16号)を遵守し、本事業に関して知り得た個人情報を適正に取り扱い、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 甲及び乙は、株式譲渡契約が締結に至らず、第10条により本合意の効力が失効した場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)の内、個人情報を含む情報について、直ちに返還することを約束する。

第9条 (法的拘束力)

本合意第1条ないし第3条における定めは、本合意時点における本株式譲渡についての甲乙間の了解事項の確認を目的とするものであり、何らの法的拘束力を有しない。

第10条 (有効期間)

- 1 本合意は、本合意締結時から効力を有する。
- 2 本合意は、令和8年10月31日までに、対象会社の発行済株式の甲から乙への譲渡及び

所有権の移転が完了しない場合、効力を失う。ただし、甲乙間の合意により同期限を変更することは妨げない。

3 本合意は、株式譲渡契約が締結される前に、本合意が解除された場合、甲乙間の土浦港及び周辺地区交流拠点整備事業基本協定書が解除等により効力を失った場合、効力を失う。

4 本合意は、株式譲渡契約が締結され本合意が承継された場合、効力を失う。

5 本条第2項ないし第4項により、本合意が失効した場合であっても、第7条の義務は、5年間存続する。

第11条 （準拠法・合意管轄）

1 本合意は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 本合意に関する一切の紛争（調停を含む。）については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （誠実協議）

甲及び乙は、本合意に定めのない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

本合意締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇〇日

甲

茨城県土浦市大和町9番1号
土浦市
土浦市長 安藤 真理子

乙

（所在地）
（名称）
（代表者）